

事業者向け 各種賃上げ支援制度のご案内

～大胆な賃上げに取り組む皆さま～



中小企業向け 賃上げ促進税制

- 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。
- 全雇用者の給与等支給額の増加額の **最大 45%** を税額控除します。
- 対象者：青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)または従業員数1,000人以下の個人事業主
- 賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能です。

問合せ 中小企業税制サポートセンター TEL03-6281-9821



キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

- キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)では、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
- 支給額(中小企業の場合)

賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
支給額 (中小企業の場合)	4万円	5万円	6.5万円	7万円

- ※職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合は1事業所当たり**20万円加算**します。
- ※有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合は1事業所当たり**20万円加算**します。
- その他、キャリアアップ助成金には、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度もあります。
- コース実施日の前日までに「キャリアアップ計画書」の提出が必要となります。

問合せ 鹿児島労働局職業対策課 TEL099-219-5101

詳細やその他の賃上げ制度につきましては、各ホームページをご覧ください。

枕崎市子育て世帯応援 **デジタル商品券** を利用して、枕崎を盛り上げよう！

- デジタル商品券利用期限 令和7年7月31日(木) 午後11時59分まで
- デジタル商品券利用可能店舗 市内のPayどん加盟店
- 枕崎市子育て世帯応援デジタル商品券とは？
2月3日から子育て世帯に給付されているPayどんのデジタル商品券です。
※対象者には通知書が発行されています。
- 問合せ 水産商工課商工振興係 TEL76-1667



枕崎市の国民健康保険～これまでとこれから～

令和7年度の国民健康保険税率が変わります

- 令和7年3月議会で令和7年度の国民健康保険税率・税額の改正が議決されました。
- 国民健康保険制度は病気やケガをした時に安心して医療を受けられるよう、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。
- しかし、加入者の高齢化や医療の高度化による一人当たりの医療費の増加や加入者数の減少による国民健康保険税の減収等など、財政運営が厳しい状況が続いています。
- このようなことから、国民健康保険の安定した運営のため、以下のとおり税率改定を行いました。

【保険税の税率等】

		改定前	改定後	差	課税限度額
医療給付費分	所得割	7.97%	8.41%	0.44%	65万円 ↓ 66万円
	均等割	25,300円	26,000円	700円	
	平等割	24,200円	25,000円	800円	
後期高齢者支援金分	所得割	2.55%	3.05%	0.5%	24万円 ↓ 26万円
	均等割	8,200円	9,000円	800円	
	平等割	7,800円	8,500円	700円	
介護納付金分	所得割	2.54%	2.68%	0.14%	17万円 (変更なし)
	均等割	9,900円	10,000円	100円	
	平等割	6,800円	7,000円	200円	

【均等割額・平等割額の軽減制度】

区分	世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者の所得合計額が次の金額以下の世帯
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額(43万円)+30万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

- ※5割軽減の基準額が「29万5千円」から「30万5千円」に変更となります。
- 2割軽減の基準額が「54万5千円」から「56万円」に変更となります。
- ※未就学児(平成31年4月2日以降に生まれた被保険者)の場合は均等割額が5割軽減されます。

4月に送付した納税通知書の納付額については、令和6年度の税率等で算定した仮の税額です。
改定後の税率等を用いて算定された税額については、8月に送付させていただく納税通知書から反映されます。

税率改定を行った背景

- 国民健康保険の運営主体は、県と市町村の共同運営となっています。市町村は県が決定した国保事業費納付金を県に支払っていますが、主な財源は加入者の皆さんに納付していただいた保険税となっています。
- 国保事業費納付金は、市町村ごとの医療費や所得状況などを基準に算定されます。しかし、現行の税率の収入だけでは賄いきれないことから、収支のバランスを見直し、将来的にも持続可能な国民健康保険の運営を行うため、令和7年度の税率を改定しました。
- 今後も安心して医療が受けられるよう、税率改定についてご理解をお願いします。

※6月号では、改定前税率と改定後税率で比較したモデル世帯について掲載します。

■問合せ 税務課課税係 TEL76-1066